

仕様書

1 案件名称

大阪市立西成図書館ほか4館 一般廃棄物収集運搬業務委託

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。) その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行日・時間

履行日(収集日)は以下の通り。

・西成図書館・都島図書館

令和8年3月7日(土)または令和8年3月9日(月)のいずれか

・北図書館・住之江図書館

令和8年3月14日(土)または令和8年3月16日(月)のいずれか

・淀川図書館

令和8年3月24日(火)から令和8年3月27日(金)までのいずれか

日時については、事前に各収集場所担当者と調整すること。

6 業務内容

一般廃棄物の数量・収集場所

① 大阪市立西成図書館(大阪市西成区岸里1-1-50 3階:別紙、周辺図参照)

エレベータ入口寸法(mm):W900 H2,100 かご寸法(mm):W1,200 D1,100 H2,250

収集場所担当者:浅川 TEL(FAX兼用) 06-6659-8599

・木製書架寸法(mm)

約 W1,800×D550×H1,930 2台

② 大阪市立都島図書館(大阪市都島区中野町2-16-25 3階:別紙、周辺図参照)

エレベータ入口寸法(mm):W870 H1,970 かご寸法(mm):W1,200 D1,300 H2,200

収集場所担当者:綱脇 TEL(FAX兼用) 06-6354-7822

・木製書架寸法(mm)

約 W1,800×D530×H1,930 2台

・木製絵本書架寸法(mm)

約 W900×D250×H960 1台

約 W900×D320×H790 1台

・木製紙芝居架寸法(mm)

約 W1120×D840×H700 1台

- ③ 大阪市立北図書館(大阪市北区本庄東3-8-2 3階:別紙、周辺図参照)
 エレベータ入口寸法(mm):W900 H2,100 かご寸法(mm):W1,250 D1,300 H2,200
 収集場所担当者:長谷部 TEL(FAX兼用) 06-6371-3177
- ・木製書架寸法(mm)
 約 W1,800×D500×H1,700 4台
 約 W600×D600×H1,100 1台
- ④ 大阪市立住之江図書館(大阪市住之江区南加賀屋3-1-20 3階:別紙、周辺図参照)
 エレベータ入口寸法(mm):W900 H2,090 かご寸法(mm):W1,240 D1,340 H2,250
 収集場所担当者:根来 TEL(FAX兼用) 06-6683-8840
- ・木製書架寸法(mm)
 約 W1,800×D530×H1,900 4台
- ⑤ 大阪市立淀川図書館(大阪市淀川区新北野1-10-14 1階:別紙、周辺図参照)
 収集場所担当者:濱田 TEL(FAX兼用) 06-6305-9129
- ・木製利用者端末台寸法(mm)
 約 W770×D960×H1,500 5台

下見をする場合は、必ず事前に収集場所担当者と日程調整すること。

7 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後下記の書類を発注者に提出すること。(業務計画書以外は本市の様式)
- (2) 受注者は、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

書 類 名	備 考
業務着手届	契約締結後速やかに提出
業務責任者届	契約締結後速やかに提出
業務責任者変更届	業務責任者に変更が生じた場合に提出
業務責任者が請負者に所属 することを証する書面の届出	業務責任者届とあわせて提出
業務計画書	契約締結後速やかに提出
業務完了届	業務完了後速やかに提出

8 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）
（※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。 復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
（※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、 福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

(3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

9 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

10 報告

受注者は、作業終了後、計量票の写しを速やかに発注者へ提出すること。

11 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 運搬・施工に際しては、必要に応じて養生するなど、細心の注意を払い、図書館施設に損傷を与えないこと。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の承諾を得ること。
- (7) 本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

12 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

13 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

14 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

15 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届

けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪府に帰属する。

16 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

17 その他

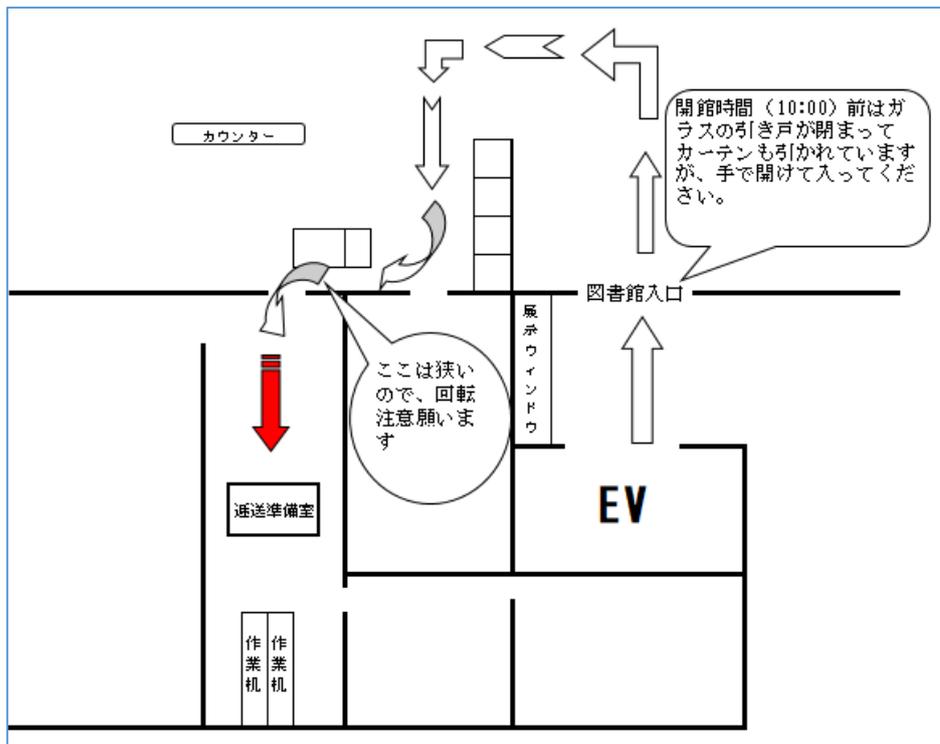
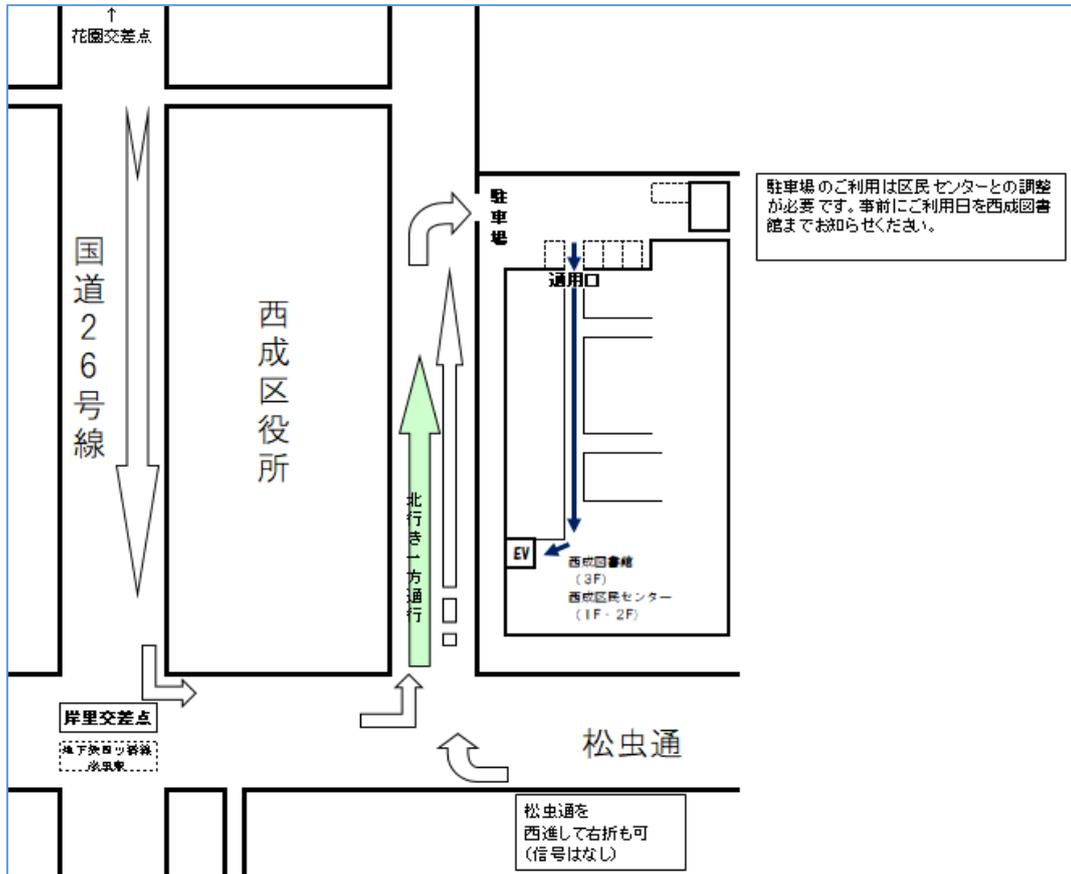
- (1) 見積りにあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は見積書提出期限前日の午後 5 時までによりよく質し、その内容を熟知のうえ、見積書を提出するものとする。見積書提出期限前日の午後 5 時以降の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

18 事業担当

大阪市立中央図書館 地域サービス担当 上嶋
TEL 06-6539-3320 FAX 06-6539-3337

(別紙、周辺図)

① 西成図書館



(別紙、周辺図)

② 都島図書館

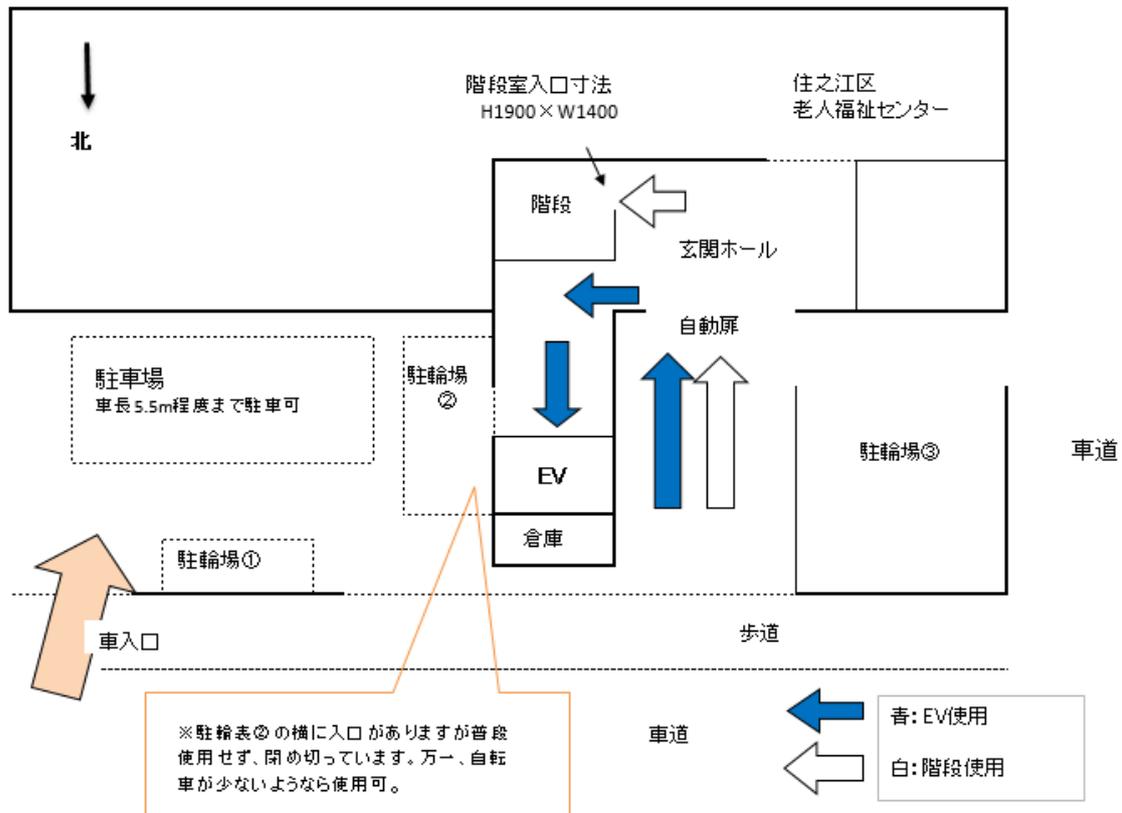


(別紙、周辺図)

④ 住之江図書館



1階見取り図



※駐輪場②の横に入口がありますが普段使用せず、閉め切っています。万一、自転車が少ないようなら使用可。

※EV稼働は運搬で使う時間帯だけ行います

(別紙、周辺図)

⑤ 淀川図書館

